

# 福島市の 下水道等使用料について

福島市都市政策部下水道室

令和2年10月21日

# 下水道使用料 料金表

(1か月あたり、消費税抜き)

種別	区分	使用水量	使用料
一般汚水	基本使用料	0～10m <sup>3</sup>	1,100円
	従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	11～20m <sup>3</sup>	150円
		21～30m <sup>3</sup>	185円
		31～50m <sup>3</sup>	225円
		51～100m <sup>3</sup>	275円
		101～500m <sup>3</sup>	305円
		501m <sup>3</sup> ～	325円

※他に公衆浴場汚水、温泉汚水や井戸水のみ使用の一般家庭などの種別があります。

## ○下水道使用料計算例

・1か月20m<sup>3</sup>使用した場合

基本使用料 10m<sup>3</sup> = 1,100円

従量使用料 11m<sup>3</sup>~20m<sup>3</sup> = 1,500円

合計2,600円



- ホーム
- 料金・手続き・漏水
- 経営と組織
- 水質情報
- 事業者向け情報

福島市水道局 > 料金・手続き・漏水 > 水道料金について > 水道料金および下水道使用料のシミュレーション

### 水道料金および下水道使用料のシミュレーション

ご自宅の水道の口径と、1ヵ月に使用する水量を入力すると、水道料金および下水道使用料をシミュレーションします。  
口径・使用水量・下水道使用の有無、なしを入力し、[計算する]ボタンを押してください。

■口径  
 (ご家庭の水道メーターや「使用水量等のお知らせ」をご覧ください)

■使用水量  
 m<sup>3</sup>/月

■下水道使用  
あり なし

<1ヵ月あたり>

水道料金	<input type="text" value="3,576"/>	円 (うち消費税 <input type="text" value="325"/> 円)
下水道使用料	<input type="text" value="2,695"/>	円 (うち消費税 <input type="text" value="245"/> 円)
合計金額	<input type="text" value="6,271"/>	円 (うち消費税 <input type="text" value="570"/> 円)

水道局は、水道料金を2ヵ月ごとにお支払いいただいています。

□請求額 (2ヵ月分)  円 (うち消費税  円)

## 下水道使用料等比較表

( R2.8.11現在 )

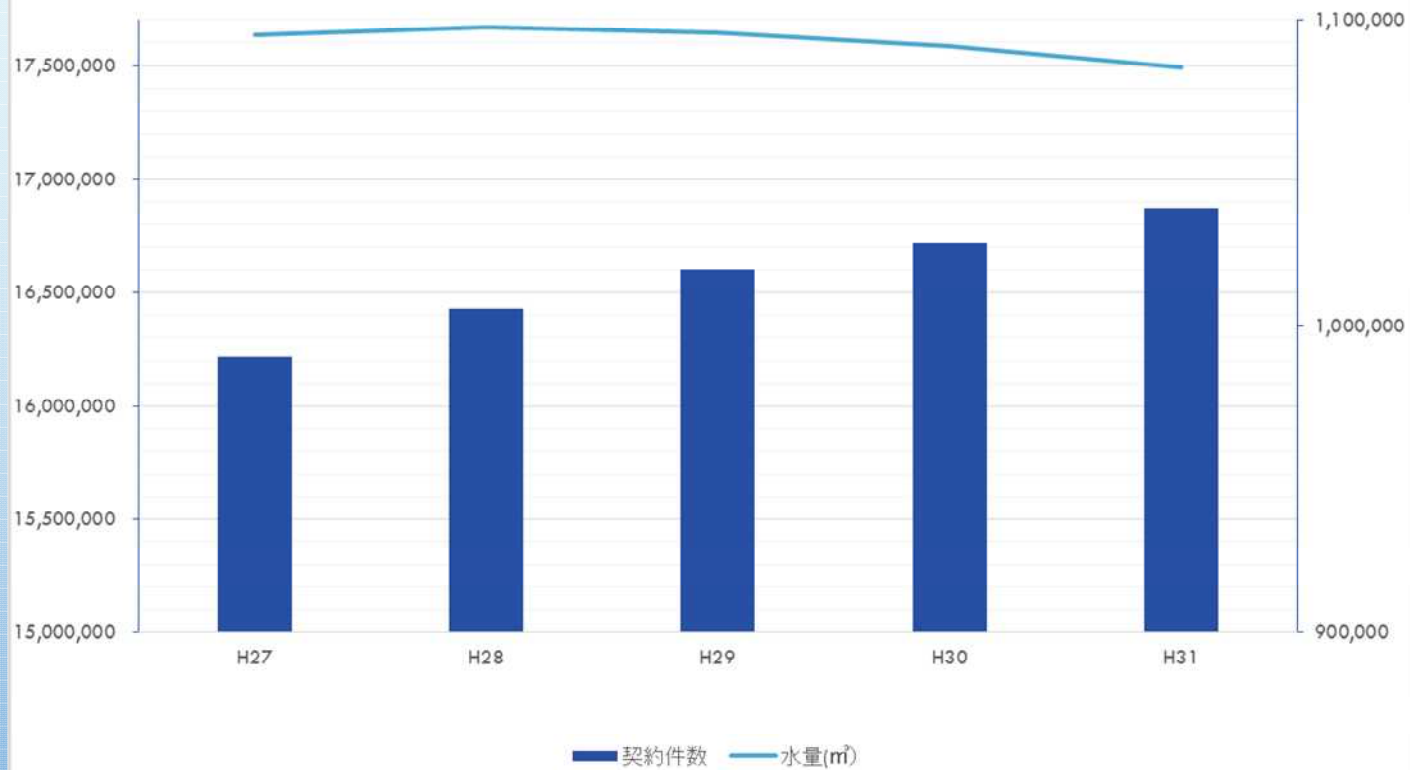
都市名	人口 (R2.1.1)	20㎡使用(2か月)			40㎡使用(2か月)		
		下水道使用料	水道料金	計	下水道使用料	水道料金	計
福島市	286,390人	⑤ 2,420円	⑫ 4,598円	⑪ 7,018円	③ 5,720円	⑩ 7,436円	⑨ 13,156円
伊達市	59,212人	⑪ 3,036円	⑬ 6,270円	⑬ 9,306円	⑩ 6,666円	⑬ 9,900円	⑬ 16,566円
郡山市	331,833人	⑦ 2,612円	⑪ 4,378円	⑩ 6,990円	⑥ 6,132円	⑦ 6,424円	⑥ 12,556円
いわき市	339,641人	⑬ 3,348円	⑩ 4,026円	⑫ 7,374円	⑬ 7,000円	⑪ 7,458円	⑫ 14,458円
会津若松市	119,477人	⑨ 2,860円	⑧ 2,992円	⑧ 5,852円	③ 5,720円	⑨ 7,304円	⑧ 13,024円
旭川市	334,070人	⑫ 3,097円	⑦ 2,873円	⑨ 5,970円	⑨ 6,529円	⑤ 6,019円	⑤ 12,548円
秋田市	305,625人	③ 2,244円	⑤ 2,750円	④ 4,994円	⑧ 6,226円	③ 5,720円	④ 11,946円
山形市	248,935人	④ 2,310円	⑥ 2,816円	⑤ 5,126円	⑫ 6,710円	⑧ 7,018円	⑪ 13,728円
水戸市	271,912人	⑥ 2,569円	② 2,200円	③ 4,769円	⑤ 5,979円	④ 5,830円	③ 11,809円
前橋市	336,115人	① 1,892円	③ 2,248円	① 4,140円	① 4,312円	① 4,690円	① 9,002円
下関市	256,249人	⑩ 3,012円	④ 2,486円	⑦ 5,498円	⑪ 6,672円	⑥ 6,206円	⑦ 12,878円
久留米市	305,311人	⑧ 2,772円	① 1,870円	② 4,642円	⑦ 6,182円	② 5,170円	② 11,352円
佐世保市	246,567人	② 2,041円	⑨ 3,264円	⑥ 5,305円	② 4,923円	⑫ 8,390円	⑩ 13,313円

※福島市と県内4市及び人口規模が同程度の中核市を抜粋。人口及び料金等については各都市のホームページを参照。

上水道(口径13mm又は家事用)と下水道を併用した場合の2か月分の税込み金額で比較した。

金額の前の"①"や"⑬"は、調査13都市中の金額の安い順に付番している。

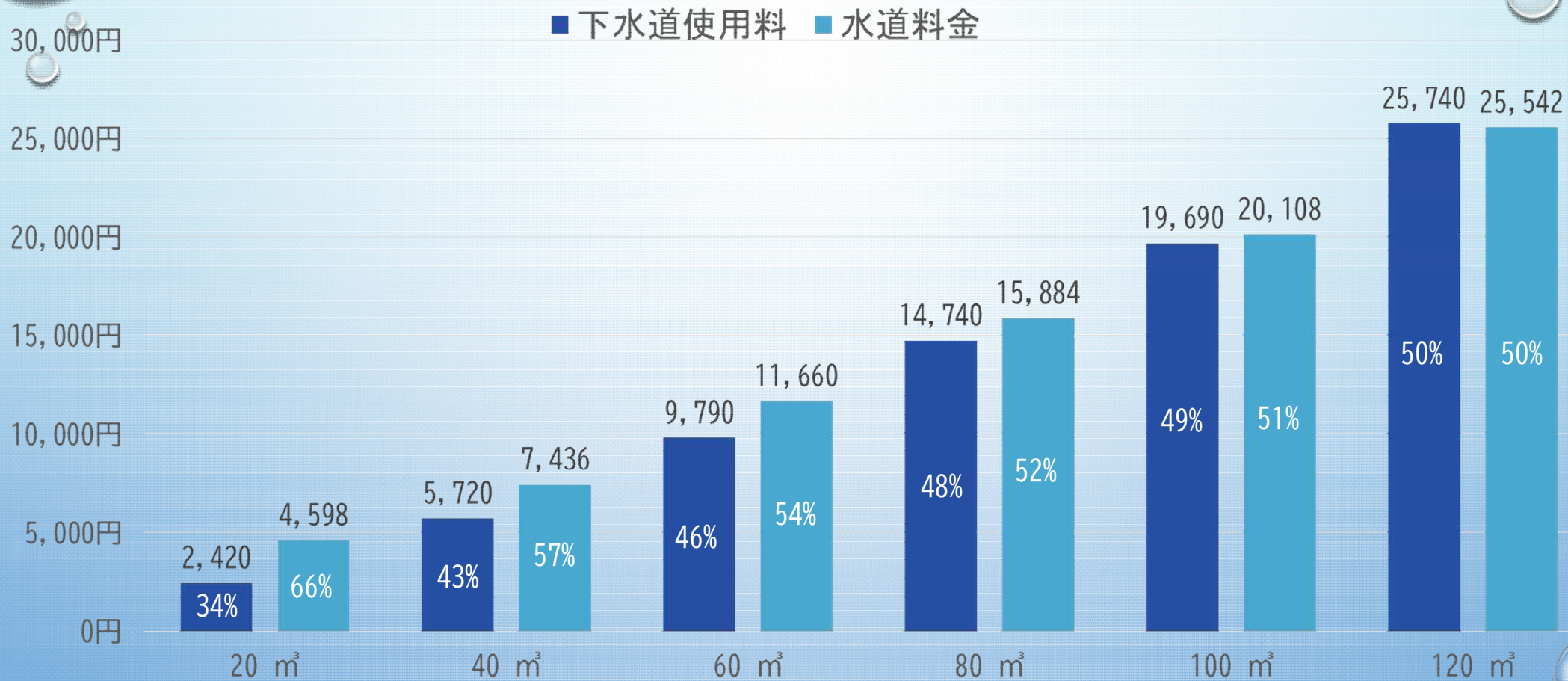
契約件数と有収水量  
(温泉・公衆浴場污水を除く)



一般污水契約戸数(検針数)推移

	H27	H28	H29	H30	H31
契約件数	990,421	1,005,583	1,018,613	1,027,322	1,038,746
水量(m <sup>3</sup> )	17,631,995	17,667,992	17,644,459	17,584,140	17,489,162

## 下水道使用料と水道料金比較(2か月分)



# 農業集落排水処理施設使用料 料金表

一般家庭

(1か月あたり、消費税抜き)

基本料金	人員割料金
1世帯当たり 1,300円	世帯員1人につき 450円

一般家庭以外(事業所等)

基本料金	汚水料金	
	汚水量	1m <sup>3</sup> につき
汚水量10m <sup>3</sup> まで 1,300円	11～20m <sup>3</sup>	125円
	21～30m <sup>3</sup>	150円
	31～50m <sup>3</sup>	180円
	51～100m <sup>3</sup>	220円
	101～500m <sup>3</sup>	245円
	501m <sup>3</sup> ～	265円



## ○農業集落排水処理施設使用料使用料計算例

### 1 一般家庭で4人家族の場合

- ・基本料金(1世帯) = 1,300円
  - ・人員割料金4人 × @450円 = 1,800円
- 合計 3,100円

### 2 事業所等で1か月に20m<sup>3</sup>使用した場合

- ・基本料金(10m<sup>3</sup>まで) = 1,300円
  - ・汚水料金11~20m<sup>3</sup> 10m<sup>3</sup> × @125円 = 1,250円
- 合計 2,550円

## 農業集落排水施設使用料の比較

	賦課方式	基本使用料	1人あたり	使用料一般家庭用20 ㎡/月(円)税込 人数の場合は4人	備考
福島市	世帯員人数により賦課	1,430 円	495 円	⑨ 3,410 円	
伊達市	世帯員人数により賦課	2,200 円	462.0 円	⑫ 4,048 円	
郡山市	下水道に同じ	1,306 円	－ 円	③ 2,612 円	基本使用料は20㎡まで
いわき市	世帯員人数により賦課	2,170 円	440 円	⑪ 3,930 円	
会津若松市	下水道に同じ	1,430 円	－ 円	④ 2,860 円	基本使用料は10㎡まで
旭川市	旭川市農業集落排水処理施設 条例により賦課	1,096 円	－ 円	⑤ 2,960 円	基本使用料は8㎡まで
秋田市	秋田市農業集落排水施設条例 により賦課	1,122 円	－ 円	② 2,244 円	基本使用料は10㎡まで
山形市	世帯員人数により賦課	1,298 円	418 円	⑥ 2,970 円	
水戸市	世帯員人数により賦課	2,050 円	460 円	⑩ 3,890 円	
前橋市	下水道に同じ	1,408 円	－ 円	① 1,892 円	基本使用料は16㎡まで
下関市	下関市農業集落排水施設の設 置等に関する条例による賦課	1,506 円	－ 円	⑧ 3,336 円	基本使用料は10㎡まで
久留米市	世帯員人数により賦課	1,540 円	700~400 円	⑬ 4,400 円	
佐世保市	佐世保市集落排水処理施設条 例による賦課	1,100 円	－ 円	⑦ 3,080 円	漁業集落排水処理施設 基本使用料は8㎡まで

※水道料の比較同様に抜粋、料金は各都市のHPを参照

※料金の前の①や⑬は金額の安い順に付番